

第31回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成30年6月27日（水）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

岡田純一郎，狩谷あゆみ，佐田尾信作，杉山信作，月村佳子，中川かおり（新任），
長谷富美（新任），平谷優子，藤本光徳，増田吉則，森脇喜美代（新任），吉村典晃
（新任）

（五十音順，敬称略）

[説明者]

松枝良和首席家庭裁判所調査官，加藤智之家事首席書記官，寺崎益朗少年首席書記官，
中儀昌宏次席家庭裁判所調査官，上川内宏少年訟廷管理官，森本清美事務局長

[事務担当者]

南森弘三総務課長，福原美樹総務課課長補佐

第4 議事

1 委員異動報告

2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあった1人が
傍聴することを許可した。

3 開会宣言（総務課長）

4 委員長挨拶

5 委員挨拶，自己紹介

6 前回の委員会に関する報告

7 議事

「少年事件について」

[委員長]

本日のテーマは、「少年事件について」です。

家庭裁判所として少年に向き合う中で重視している内容の一つとして、少年審判における教育的働き掛け（教育的措置）があります。少年が健全に立ち直って行くために、審判手続の中でどのような働き掛けをしたらいいのかということが一点です。

もう一点は、補導委託制度です。これは、最終的な処分を決める前に、もう少し少年の様子を見た上で判断したいといった場合に、試験観察で補導委託制度を利用することがあります。裁判所から指導をお願いする補導委託先を今後活性化していきたいという思いがありますので、その点について、委員の皆様から具体的なアイデアなどをいただければと思っています。

それでは、この二つの基本的なテーマを前提として、担当者から、少年審判手続の流れの説明をさせていただきます。

[説明者]

（平成30年2月最高裁作成のDVD「少年審判」を抜粋して視聴の上、少年審判手続の流れを説明した。）

DVDの事例は、中学3年生の男子少年が同級生の2人と共謀し、下級生に対して、お金を脅しとった恐喝事件で逮捕され、少年鑑別所に収容された事件です。家庭裁判所調査官による調査と裁判官が少年の処分を決める審判手続の流れを御覧いただきました。

続いて、少年事件の新受件数の推移等を説明させていただきます。昭和61年と平成28年で比較しますと、約66万件だったものが約8万件になるなど、かなり事件数は減少しています。少年事件の新受件数の非行別の構成比については、一番多いのが窃盗で、次に道路交通法違反等、その次が過失運転致傷等となっており、この3つで、全体の約7割を占めています。また、次に終局決定（処分の種類）についてですが、全国では審判不開始が約50パーセント、不処分が約25パーセント、保護観察が約18パーセント程度となっております。これを広島で見ますと、審判不開始が約43パーセント、不処分が約22パーセント、保護観察が約24パーセントとなっております。この3つで、全体の約9割を占めるというこ

とは同じですが、保護観察は、広島の方が全国よりも割合が多く、その分、審判不開始や不処分が、若干少ないといえます。少年院送致の件数は、広島では約3.2パーセントとなっております。

[委員長]

係から手続全体の流れ、家庭裁判所調査官の調査、審判での流れなどを御説明しましたが、何か御質問はありますでしょうか。

[A委員]

DVDを視聴した中で、家庭裁判所調査官の話し方がちょっと気になりました。調査での話し方はあのように上から言うものなののでしょうか。もっと丁寧な話し方はしないのかという点が気になりました。

[説明者]

基本的には、DVDよりは丁寧な話し方をしていますが、調査も佳境に入ってくると、あのような話し方をしたほうが少年に響くということもあり、時にあのような話し方をする場面もあります。ただ、少年に手続の説明をしたり、保護者に接する場合は、丁寧な言葉遣いをするように気を付けていますので、全体的にあのような話し方をしているわけではないということを御理解いただければと思います。

[B委員]

審判に関する説明で、検察官が立ち会うことがあるということを言われていましたが、どのような場合に検察官が立ち会うことになるのでしょうか。

[C委員]

検察官委員から御説明します。一定の重大犯罪で、少年が否認をしている場合などに立ち会うことがあります。家庭裁判所の裁判官と、少年が対立するような構造ができてしまうと、その後の少年に対する教育的な見地から悪影響があるというような場合などには、検察官が一方当事者として対峙するというような立場をとることがあります。

[委員長]

少年事件の一般的な構造としては、検察官と付添人と裁判所という三者構造ではなくて、裁判所が主宰をするという仕組みをとっています。裁判所がやることというのは、基本的に

二つで、一つは非行事実が認められるかどうかという判断、もう一つは、非行事実が認められる場合に、その少年に対して、どういった処分を科すか、あるいは処分を科さないかという、その選択をするという過程があります。

他方では、少年に対して一定の働き掛けをしていかなければいけないということで、少年自身に原因を考えてもらい、それに対する対策として、どのようなことがいいのかを少年自身にも考えてもらい、裁判官も考えるという過程があります。それは、裁判官と少年とのやりとりの中で考えていくのですが、他方では、そのやりとりをうまくさせていくためには、裁判官がどのようなスタンスで臨んだらいいのかということがあります。その少年自身のことを考えているというニュアンスというか、姿勢を示すことが必要なのではないかという意見などもあるわけです。ただ、一方で、そのときに非行事実が認められるかどうかという場合には対立構造的になるわけです。本人はやっていないと言っているものの、証拠からすると、やっていると思われる証拠がある場合に、そのような事実をぶつけて、これはどういうことなのかという形で対立構造になってしまうと、その非行事実が仮に認められたとしても、その後の働き掛けというのはうまくいかないということがあります。そのようなことから、非行事実が認められるかどうかということに関して、非常に対立をするような場合には、検察官にその事実を解明する役割を担ってもらおうという仕組みをとっているということです。

[B委員]

検察官が発言することがあるということですね。

[委員長]

そうです。非行事実が争われている重大事件では、事実が認められるかといった場合に証人尋問をすることもあります。そのときには検察官が証人に対して質問をして、事案を解明していくということをしています。

[D委員]

統計データの説明で、広島は保護観察が多いということでしたが、これは更生率が高いということになるのでしょうか。それとも悪い人が多いということになるのでしょうか。

[E委員]

私は、20年裁判官をしていますので、他の土地でも少年事件を担当していたことがありますが、広島だけがひどいという状況はありません。ただ、20年前の少年と、今の少年とでは、事件の性質や内容がちょっと変わってきたかなという気はしています。少年の数は減っているのですが、やはり、問題を抱えたお子さんは昔以上に多いなという気もしています。昔は本当に、ただ悪い子が多かった、今は、やはり発達障害的なことが背景にあったり、家庭環境も複雑で、その少年だけではなくて、家族の状況も含めて見なければいけないということもあり、そういうことを総合して適正な処遇を考えることになりますので、この少年を保護観察にして家庭に帰すことで本当にいいのかということを考えなければならないこともあり、難しい状況もあるように思います。

[F 委員]

私もD委員の御質問と同じで、広島の保護観察の割合が多いと感じました。その原因として、はっきりしたものは分からないのですが、広島と全国で有意差があるところとしては、教育委員会など数値を取られている就学援助率が確実に全国よりも高いことです。これは裏返していうと、貧困率が高いということが推定されます。少年事件を起こす子どものバックグラウンドとして、決してすべてではありませんが、不適切な監護や貧困があったり、虐待があったりすることが背景にあるということが多いというのが実情ですので、そういう広島の地域実情が何らか影響している可能性は、この審判不開始と不処分割合が少ないという意味でもあるのかなという感想を私は持ちました。

[委員長]

先ほど説明が少しありましたけども、審判不開始、不処分ということについて、これは、少年が非行事実をしていないという前提ではありません。少年は非行事実をしていることがほとんど大半ではありますが、第三者が関わらなくても、裁判所が働き掛けをしたことなどによって、保護観察のような仕組みを取らなくても立ち直ることができるのではないかと期待した結果が、審判不開始や不処分になるということもあります。したがって、保護観察で第三者が関与する割合が高いというのは、貧困といったような背景事情があるのではないかなという感想を、今、F委員から述べられたということだと思えます。

[G 委員]

今の質問と同じようなことになりますが、少年事件の新受件数の非行別の構成比の統計を見ますと、全国では住居侵入が2.0パーセントのところ広島では暴行が2.3パーセントとなっているのも、広島だから何か関係があるということではなく、たまたまなのでしょう。

[説明者]

今は手元に元データを持ち合わせていませんが、非行別の構成比の統計データの「その他」の部分は、広島で18.3%、全国では15.2%となっています。広島で暴行が2.3%、全国で住居侵入が2%となっていますが、「その他」の中のほかの事件も同じような率ですので、たまたま一番大きい数字の事件名を挙げたというだけで、割合としてはほとんど変わらないと思います。

[E委員]

裁判官として広島に赴任したときに感じたのは、集団的な暴行事件が多いかなという印象を持ちました。人間関係は希薄な中で、複数人での共犯事件があると思いました。また、窃盗事件では、万引きや自転車盗が多いことと、それらが繰り返されているという印象も持ちました。道路交通法違反事件では、昔のような集団暴走ということはありませんが、複数人で何かするという事は多いように思います。

[説明者]

過去には薬物事案が多い時代もありましたが、最近は激減しています。昔はシンナーを盗んで吸って酩酊状態になるような非行事案も多くありましたが、今はまったくと言っていいほど見られなくなりました。私見ですが、今は携帯電話やゲームなど、家で遊べる道具が増えたことによって、自分の体へのリスクを冒してまで快楽を求める必要がなくなったのではないかと思います。

[委員長]

平成28年以外の統計数値などを見て、もし広島の事件に何らかの特徴があるようであれば、次回に報告させていただきたいと思います。

[F委員]

広島の少年事件の特徴であれば、平成9年、10年、11年頃の集団暴走事件があると思

います。特攻服を着た少年たちがテレビで取り上げられたりしましたが、今はそのような時代とは違うように思います。LINEで繋がっていて、その日に来たい少年だけが集まるといような、とても希薄な集団暴走はあるようですけど、暴走族が地域にたくさんあったような時代はもうありません。

[委員長]

ありがとうございました。この点につきましては、特徴的なことがあれば次回に御報告させていただくということにさせていただきます。では、このような少年たちに対し、具体的にどのような形で教育的な働き掛けを行っているかについて、担当者から御説明します。

[説明者]

DVDでも説明していましたが、不処分と審判不開始については、非行事実が認められない場合を除き、調査、審判において、審理又は指導を尽くした結果、つまり家庭裁判所での教育的措置を行った結果、特段の処分が必要でないと判断された場合に下される処分です。何らの手当ても行わないで済ませているものではありません。これが処分全体の約70%を占めています。

教育的措置の種類について内容を簡単に説明いたします。

まず、指導型ですが、これは文字通り口頭で指導訓戒を行うものです。ただし、単に一方的に説教するだけではなく、少年の能力や特性に応じ、内容や方法の工夫はしています。

次に、体験型ですが、清掃活動と社会奉仕活動は、社会に奉仕する活動を通じて自分が社会に役立つ存在であることを体験させ（自己有用感の高揚）、社会に迷惑を掛ける行動にブレーキがかかるよう働き掛ける方法です。講習型ですが、再非行防止セミナーは、被害者の立場であるスーパーマーケットの職員を講師に招いて被害者の立場を理解させるなどして万引きの再非行を防止する働き掛けを行います。交通講習は文字通りです。医務室技官による保健指導は、家庭裁判所に勤務する医師や看護師が指導を行うものです。女子少年が安易に性交渉を繰り返している場合などに妊娠に関する知識付与や性病の恐ろしさなどをレクチャーすることで生活習慣の見直しなどを働き掛けるものです。

最後に、支援型ですが、無気力無目的な少年に対し、やる気そのものややる気を発揮する場所を持たせるように働き掛けるものです。

教育的措置の種類について、ざっと概要を御説明しましたが、具体的にイメージしやすいように、清掃活動を行った事例と再非行防止セミナーを受講した事例（架空）を紹介します。

一つ目は、対教師暴力の傷害事件を起こした15歳の中学3年生の男子少年に清掃活動を行わせた事例です。生徒指導の先生から服装や態度を注意された際に、カッとなって先生に対し、殴りかかってきたのを避けようとして転倒した先生に蹴りを入れて、腕部打撲で1週間のけがを負わせた傷害事件です。調査を進めていくうちに、少年は勉強もスポーツも苦手で、劣等感が強く、服装や態度で自分を目立たせることで自分を強く見せようとしていて、それを他の生徒の前で注意されたことで、プライドが傷つけられ、それが怒りとなって教師への暴力に結び付いたことが分かりました。そこで、少年の良いところを見つける働き掛けを行う教育的措置を行うのがよいと考え、清掃活動への参加を少年と保護者（父親）に指示しました。清掃活動では、1時間くらいかけて広島城址で落ちているごみやたばこの吸い殻を拾っていくのですが、少年は誰よりも率先して次々にごみを見つけてはごみ袋に入れて得意げな顔をしていました。父も少年の頑張りが意外だったようで嬉しそうに少年に話し掛けていました。後日審判が開かれ、裁判官から清掃活動に参加してみてどうだったかと質問された少年は「通行人からご苦労さまと言ってもらえたり、父からも褒められたりして嬉しかった。人の役に立つことをやってみて、人に迷惑を掛けることはよくないことだと思った。」と述べたので、裁判官から「いいことに気付いたね。言われたことを率先してやろうとする気持ちを持っていることは〇〇君の良いところなので、これからも良いことを率先してやっていってください。」と指導訓戒の働き掛けを行い、処分は不処分となりました。

次に、窃盗事件（万引き）で再非行防止セミナーを受講させた事例（架空）の紹介です。16歳の女子高校生がコンビニから洗顔クリームを万引きした事件で、親から小遣いをもらってはいたものの、友人とカラオケに行くなどして使い果たしてしまい、コンビニで商品を見た途端、どうしてもこの商品が欲しいという気持ちが抑えられずに、ばれなきゃ大丈夫という気持ちで万引きに至った事件です。再非行防止セミナーでは、大手スーパーマーケットの店長を講師とし、100円の利益を上げるのにどれだけ商品売らなければならないか、利益が上がらなければ店がつぶれてしまうこともある、というリアルな話を切々と聞きました。少年は終了後に書いた感想文で「店長の話聞いて、今回自分が軽い気持ちでやったこ

とは、たくさんの商品売り上げがないと回復できないことで、人にもものすごく迷惑を掛けることであることが分かった。もうしません。申し訳ありませんでした。」と書いていました。気持ちが持続するかどうかは未知数ですが、働き掛けの効果は狙いどおり出ていることから審判を開くまでのことはせずに審判不開始となりました。

すべての事例が今述べたような効果が現れるとは限りませんが、少年には可塑性があり、効果が目に見えて現れることが多いのが実感です。

[委員長]

以上の説明を前提にして、御質問や御意見をお伺いしたいと思います。

[D委員]

広島少年非行の再犯率はどのようになっていますか。

[説明者]

家庭裁判所として、正式に再犯率の統計データは把握していませんのでお答えが難しいのですが、教育的措置の効果がありますので、1割程度ではないかという感触を持っています。

[委員長]

今の御意見は、要は教育的措置が再非行の防止につながっているかどうかということで、このような観点での意識も非常に重要だという御指摘だというふうに受けとめましたので、その点で何ができるのか、また考えていきたいと思います。

[I委員]

家庭裁判所では、再犯防止に向けたセミナーをされたり、すごく努力をされていて、すばらしいと思います。少年事件については、やはり家庭環境が非常に影響していると感じるわけですが、本人に対する働き掛けとあわせて、家庭に対しても何らかの働き掛けをされていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

[説明者]

先ほど御説明した再非行防止セミナーでは、保護者だけを集める時間を設けて、保護者に悩みなどを自主的に語ってもらったり、こちらから少しアドバイスなどを行うということもしています。保護者の中には、今までここまで話を聞いてくれる人はいなかったという反応をされる方もいますので、こちらの働き掛けによって心が動かされているなど思うこともあ

ります。

[F 委員]

支援型のことについてお尋ねします。就労支援は仕事を探すということだと思いますが、学習支援は、継続することが必要だと思うのです。これはどのようになさっていますか。

[説明者]

継続的な学習支援には限界があります。試験観察になった少年に対して複数回行うという事例もありますが、教育的措置という形で1回か2回くらい行う場合においては、少年のニーズが高い数学を取りあげることが多いようです。少年友の会の会員に来ていただいて、2時間くらい補習のような形で学習支援を行うことで、本人の苦手意識を少しでも和らげられるようにしています。これについては、持続性という点には課題があると思います。

[D 委員]

数学で一番大事なのは、九九だと思います。私の近所の小学校では、少し時間のある先生が3年生を対象に応募して、九九を繰り返し教えておられるところがあります。そのような取組をすることで、数字が苦手な子どもが減るのではないかと思います。

[説明者]

今御紹介いただいたとおりで、九九の学習を希望する少年が多くいますので、少年友の会の会員に九九を教えてもらった事例が実際にありました。

[I 委員]

教育委員会としても、やはり子どもの学力保障というのは、とても大事なことだと思っています。自己肯定感がないと、非行に走ってしまうようなことがありますので、そこはしっかりやっていきたいと思っています。例えば、万引きを繰り返している子どもや少し家庭的に不安な子どもを集めて、少年サポートルームというものをしております。週に1回子どもたちを集めて、学習支援をしたり、いろいろな体験活動をさせたりということもしております。警察の方でも万引きをした子どもたちを集めて金銭教育のようなことを行っているということも聞いておりますが、例えば、家庭裁判所で対象にされているサポートの子どもたちと、警察での対象の子どもたちとで、何かすみ分けがあるのか、また、何かいろいろ連携をされているかどうかについて、もし分かったら教えてください。

[説明者]

家庭裁判所以外でも様々な支援が行われています。すみ分けという点で考えますと、家庭裁判所が扱う対象は、実際に事件を犯し、裁判所にそれが係属している者であり、警察等で行っているサポートは、犯罪や非行予防という観点から生活態度に問題を有した子どもたちが対象となることが多いです。

[H委員]

補導委託制度について、広島ではどのような企業がどのような種類の補導委託に協力をされているのかについて、教えていただければと思います。

[委員長]

それでは、続いて二つ目のテーマとして、補導委託制度に関する説明を担当者からさせていただきます。

[説明者]

補導委託制度については、事前に配布いたしましたリーフレット「少年たちにあなたの力を～家庭裁判所の補導委託制度～」に詳しく説明がされています。補導委託は試験観察の一形態です。補導委託には大きく分けて、通所型（例えば、自宅から数日間通い、老人福祉施設等でボランティアを行う）と宿泊型（数週間から数か月の間、住み込み等で就労及び生活指導を受ける）があります。

ここでは宿泊型の補導委託の事例（架空）を紹介します。

母親との関係が悪く、家出をしては万引きや援助交際を繰り返し、窃盗事件で逮捕されて少年鑑別所に入った18歳無職の女子少年の事例です。父母が幼少時に離婚し、父親とは没交渉です。親権者である母親が愛想をつかして引き取りを拒否していました。調査していくうちに、少年は母親に甘えたいが、母親には母性が不足していてそれに応えきれず、少年は自分を受け入れてくれる生活態度不良な仲間たちと行動を共にするようになり、15歳ころから生活態度の乱れが激しくなりました。自己イメージも低く、リストカットも何度もしていることも分かりました。しかしながら、中学時代は欠席も少なく成績も中位くらいであったこと、今は無職だが、過去に半年間程度ファミレスでアルバイトをしていて真面目に頑張っていた時期があることが分かりました。少年の非行がそんなに悪質なものにまで至ってい

ないこと、居場所があって仕事があれば、再非行が防止できる可能性があったこと、少年の頑張りを見て母親の監護意欲の回復を図ることができると考えたことなどから、試験観察、補導委託とし、飲食店の店主に補導を委託しました。少年は店主である受託者の家に住み込み、店員として働きながら、約4か月間再非行はなく過ごしました。調査官もその間、月に2回程度補導委託先を訪問し、少年に面接しました。少年は回を重ねるごとに表情が明るくなり、補導委託先での生活をいきいきと語っていました。調査官は母にも面接し、少年の様子を伝えるとともに、母にも面会に行くよう勧めました。母ももう一度少年と頑張ってみる気持ちになれたと話してくれるようになりました。

4か月後、第2回審判が開かれ、少年の頑張りを評価し、不処分で終わることになりました。少年は母と同居し、母の勧めで隣町のファミレスでアルバイトすることになりました。

御紹介した事例は、まるでドラマのようなハッピーエンドなものでしたが、全てがそういうわけにはいかないのが現実です。途中で補導委託先から逃げ出してしまい、委託先に御迷惑をお掛けするものもあります。しかし、少年の更生を図るのに補導委託制度は欠かせない制度です。

先ほどの御質問の関係ですが、広島家庭裁判所では、現在、宿泊型の補導委託先は7箇所ありますが、そのうち更生保護施設や自立準備ホームというところで住居を確保した上で仕事先は別のところを探すという形での補導委託先が4箇所あります。そのほかに、1週間程度であれば泊まり込みをしてボランティア活動を続けることができるという老人福祉施設が2箇所あります。もう1箇所は、岡山家庭裁判所と共同利用をしているところです。

私たちが望んでいる、職業そのものを教えながら住居の提供をいただけるような、いわゆる職親的な補導委託先というのが、広島家庭裁判所には今は1箇所もないという現状があります。以前はあったところが、委託先の方の高齢化によってなくなったということもあります。したがって、新たな委託先の開拓について苦勞をしております、大変大きな課題になっております。

実際の補導委託の件数は、年間10件程度で、それほど使用頻度が多いわけではありませんが、いざ制度を使いたいと思ったときに使える場所がないということによって、残念ながら、選択肢がないという場合も中には出てくる場合がありますので、一つでも可能性を広げ

るために、補導委託先を探していかなければならないという現状の課題があります。

[委員長]

この補導委託先の開拓という観点に関して、いろいろと御意見をいただきたいと思えますし、果たして補導委託という仕組みがどうなのかといった御意見もあるのかもかもしれません。この補導委託制度の評価、それから、今後の展望ということについて御意見をいただきたいと思っておりますが、本日は時間の関係で御意見をいただくことができませんので、次回の委員会でこの点について御意見をいただければと思います。

最後に、今回で退任される委員の方から御発言があればお願いします。

[J委員]

私は任期の関係で、今回の委員会が最後になります。家裁委員会では、本当にいい経験をたくさんさせていただきました。ありがとうございました。

補導委託制度については、少年の生活を抱えることになりますので、事故やトラブルが起きたときのことを考えますと、なかなか難しいと思います。方法論としては、とても魅力的な制度だと思いますが、若い世代でそのような担い手を探すというのは、実際難しいのではないかという気がしています。可能性としては、そういったことに携わる人の分母を大きくするといえますか、前半の教育的措置などの守備範囲を大きくしていくようなことの中で、関わりあう人と出会う機会をたくさん作るというのが、現実的なのかなと思います。

先ほどの、すみ分けがどうなっているのかという話ですが、なるほどよくわかりました。警察や教育支援なども重要な連携先なのだと思います。交渉型のものにしても、支援型のものにしても、あるいは、郷土の清掃のようなことにしても、もう少し家庭裁判所だけではなく、教育やいろんなところと連携して一緒にされるなどして、それによって、そういうことに関心がある人をさらに教育して増やしていくことになるのではないかと思います。直接、補導委託先の開拓については、私は余り方法を思いつかないのですが、その分母の拡大ということができるのではないのでしょうか。中には、大学で法律を勉強されている学科とか、臨床心理の講座を持っている大学とか、学生段階の関心ではあるけれど、興味を寄せる、関心を持っている人も関わってくるのではないかと思います。

先ほどの事例の話ですが、発達障害系の子どもの中には、文章が結構書けるケースがあり

ますので、書いたものを残すことで、後々彼らも見直すことができますし、子どもの体験を文字化して残すというのは、一つの資料として意味があるように思います。

[D委員]

私も任期の関係で今回が最後の委員会となります。私は民生委員をしているのですが、今、子ども食堂を立ち上げて、朝御飯を食べてこない子どもたちに食事を提供する活動をしています。まだ初歩的段階ですが、民生委員のみんなで頑張っています。家裁委員会の場では、勉強することもたくさんありました。やってよかったと思っておりますので、皆さんも学びの中で分野を広げていってもらえたらと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

[委員長]

ありがとうございました。今、いただいた御意見を我々もきちんと受けとめていきたいと思えます。いろいろな機関との連携も必要じゃないかという御指摘もありました。これは警察もあれば、大学といった教育機関もあれば、御協力いただく企業の方というのものもあるかと思えますので、そのあたりは、さらに考え方を深めていきたいと思っております。

また、子どものために考えている関係機関について、今の民生委員という話もありましたし、あるいは学校関係というのものもあるかと思えますので、その関係機関との連携のあり方のような点についても、今後引き続き考えて参りたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、今回はこの補導委託の話を少し継続的にやりたいと思えます。補導委託先として、このようなところがいいのではないか、このような連携が考えられるのではないか、あるいは、この補導委託だけでは限界があるので、もう少し教育的措置のほうを広げていけばいいのではないかといったような観点から、場合によっては教育的措置に話が戻ることもあるという前提で、今回のテーマをもう少し深掘りしてみたいというように思っております。

それ以外に、今回取り上げなかったことに関して、こういう観点で次回もう少し深掘りしてほしいとか、この点についても話題としてほしいというようなことがございましたら、今、ここでお聞きしておきたいと思うのですが、その点ではいかがでしょうか。

[F委員]

今の委員長の話にもありましたが、教育的措置の部分で、裁判所でやっていることと、裁判所外と申しますか、少年審判終了後のつなぎをどうするかというところが、次に繋がる話

かと思しますので、そこを次回に議論できるといいかなと思います。

もう一つは、補導委託制度についてですが、子どもが補導委託先に入ってやってみるといふことの良さはあると思いますが、子どもが全く望んでないような場所に補導委託をすると、なかなかうまくいかないということは感じるがありますので、住居と仕事を分けることのメリットとデメリットの両方があると思います。その点でいいますと、やはり教育的措置や補導委託先からどういう就労を目指していくのかといった就労支援というところの検討が協議の対象として、重要なかなと思っております。

[委員長]

ありがとうございました。そのほか、こういう観点で、次回の議論を深掘りする、あるいは、もう少しテーマを広げて考えていったらいいのではないかとということがございましたら、御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[D委員]

最近、殺す相手は誰でもよかったというような殺人事件など、どこに言っていけばよいのか分からないような事件があります。そういう人の人権だけ守って、殺されたほうの人権は何も守られてないというのが一般論だと思いますが、そういう人たちの人権だけを守っている意義や、その人たちがまた再犯をしていくという可能性も含めて、私たちの周りでは不満がどんどん増えているように思います。今は、殺され損というのがすごく多いので、そういったことを、法律に携わっている方々はどのように思っているのか、そういう議論も含めていただければと思います。

[委員長]

今の話で申し上げますと、先ほど、再非行防止セミナーで、被害者のことを考えるという観点から、大型スーパーの店長、もしくは経営者に話をしてもらうのをやっておりますけども、それ以外にも、少年事件に関しては、被害者に対して一定の配慮をするという仕組みがございますので、時間等の関係を見ながら、今、このような仕組みで、被害者の方に対することをしておりますということも少し取り上げてみるのも一つのアイデアかなと思われましたので、そのあたりも反映させてみたいと思います。

それでは、次回の時間の関係を見て、場合によっては、もう少し関連するテーマを取り上

げさせていただくかもしれませんが、本日の深掘りの部分、それから、御提案のありました被害者への配慮が少年事件でどのように行われているのかといったような運用の実情や工夫などについても議論してみたいと思いますのでよろしくお願いします。

7 次回の予定等

(1) テーマ

「少年事件」をテーマとする。

(2) 期日等

平成30年12月14日（金）午後3時

以 上